

島根県報

第一、五三一号

平成十五年十二月十六日

(火曜日)

目次

告示	生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉総務課)	一
	生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	(")	二
	県営土地改良事業の工事の完了	(農村整備課)	二
	公有水面埋立ての竣工認可(二件)	(港湾空港課)	二
	都市計画事業の認可	(都市計画課)	四
	建築基準法の規定に基づく道路の指定	(建築住宅課)	五
公告	特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環境生活総務課)	五
	基本測量の終了	(用地対策課)	六
	選管告示		六
	地方自治法並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定する有権者数		六

告示

正誤

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第二六号 (教育庁総務課) 七
 中
 平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第五九号 (") 七
 中
 平成十五年十一月二十五日付け島根県報第一、五二 (人事委員会事務局) 七
 五号中

島根県告示第四十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年十二月十六日

島根県知事 澄田信義

医療法人社団 水澄み会	那賀郡三隅町大字河内四五一番地一	通所介護	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所
名称	主たる事務所の所在地	実施する事業	名称
有限会社 いわみライフセンタ	浜田市浅井町一四四三・一	通所介護	ライフセンター
			サービスセンターはまほ
			所在地
			指定年月日
			平成十五年十一月二十日
			平成十五年十二月二日

島根県告示第四十一号
生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する

同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。
平成十五年十二月十六日
島根県知事 澄田信義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者・居宅介護支援事業者	廃止する事業	訪問看護ステーション・居宅介護事業所・居宅介護支援事業所	廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地
川本町	邑智郡川本町大字川本五四五	川本町居宅介護支援事業所	平成十五年十月三十一日
	一	一六	

島根県告示第四十二号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。
平成十五年十二月十六日

島根県知事 澄田信義

事 業 名	完了年月日
悠YOUおおち北（川本）地区区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成十五年十一月六日

島根県告示第四十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十一条第一項の規定に基づき、つぎのとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第二項の規定により告示する。
平成十五年十二月十六日

島根県知事 澄田信義

一 竣功認可年月日

W三の地点 W二の地点から二〇度五八分三秒、一五・一三メートル

平成十五年十一月二十八日
二 竣功認可を受けた者
島根県

三 埋立区域

1 位置

隠岐郡五箇村大字北方字向田一六三八番地、一六三七番地、一六二六番地の二及び一六四一番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうちX一の地点から一九の地点までを順次結んだ線、一九とFX一〇の地点を結ぶ平成八年一月二十九日付け島根県指令七港第四号の二の免許に係る埋め立ての区域と公有水面との境界線（D・L：+〇・五四メートルによって決定）、FX一〇の地点とX一の地点を結ぶ平成八年の秋分の満潮位（D・L：+〇・五七メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

X一の地点 隠岐郡五箇村大字北方字向田一六二六番地の三の国土地理院向田四等三角点（標高一八三・一三メートル、北緯三六度一分三六秒一九、東経一三三度一分四五秒九三）から二〇度一〇分〇一秒、一五九・九八メートルの地点
W二の地点 X一の地点から三〇度五八分三八秒、二八・二二メートルの地点
W三の地点 W二の地点から二〇度五八分三秒、一五・一三メートル

地点

F六の地点 F五の地点から二二四度五一分三三秒、八・六三メートルの

地点

F七の地点 F六の地点から二二五〇度三〇分五〇秒、一・二四メートルの

地点

F八の地点 F七の地点から二二五度一六分五三秒、四七・〇七メートル

の地点

FK一〇の地点 F八の地点から二二五度一六分五三秒、八・〇六メートルの

地点

3 面積

五、八五五・七一

四 免許の年月日及び番号

平成九年六月三日 指令港第四号

五 縦覧場所

五箇村役場

島根県告示第四四四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二條第一項の規定に基づき、つぎのとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年十二月十六日

一 竣功認可年月日

平成十五年十一月二十八日

二 竣功認可を受けた者

島根県

三 埋立区域

1 位置

隠岐郡知夫村大字来居一七四五・二番地から同村大字来居一七五一・一番地を経て

同村大字来居一七五四番地に至る間の土地に接する国有地の地先公有水面

2 区域

次の各地点のうち、の地点から の地点までを順次結んだ線 の地点との地点を結び平成九年一月一八日付け島根県指令港第四号の四の免許に係る埋立の埋立区域と公有水面との境界線(D・L: + 〇・四七七メートルによって決定)、及び の地点と の地点を結び平成九年の秋分の満潮位(D・L: + 〇・三七七メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

の地点 来居港四等三角点(北緯三六度〇一分三〇秒、東経一三三度〇二分二七秒)から三〇一度〇〇分一〇秒、四三五・二四メートルの地点

の地点 の地点から五九度四七分二九秒、五八・三七メートルの地点

の地点 の地点から一四九度三三分三三秒、一四九・六四メートルの地点

の地点 の地点から二三九度三五分五三秒、二七・三六メートルの地点

3 面積

八、四七四・二二平方メートル

四 免許の年月日及び番号

平成一〇年九月二五日 指令港第四号の二

五 縦覧場所

知夫村役場

島根県告示第四四五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九條第一項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年十二月十六日

一 施行者の名称

松江市

二 都市計画事業の種類及び名称

松江圏都市計画公園事業

島根県知事 澄田信義

二・二・一六号 菅田児童公園
三 事業施行期間
平成十五年十二月十六日から
平成十八年三月三十一日まで

四 事業地

- (一) 収用の部分
島根県松江市菅田町字尺保地内
- (二) 使用の部分
なし

島根県告示第千四十六号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第四号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は益田土木建築事務所及び益田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

平成十五年十二月十六日

島根県知事 澄田信義

路線名	区		間	道路の幅員	道路の延長	指定の年月日及び番号
	起	点				
高津浜環状線	益田市高津二丁目一二七〇番二地先		益田市高津五丁目一二七二番一地先	メートル 八・〇 九・五	メートル 六二三	平成十五年十二月五日 第三号
高津浜寄一号線	益田市高津三丁目イ五五一番一地先		益田市高津三丁目イ二四九九番五地先	九・五	二五〇	平成十五年十二月五日 第三号
高津浜寄二号線	益田市高津二丁目イ五五三番一地先		益田市高津二丁目イ四九四番三地先	九・五	二六四	平成十五年十二月五日 第三号

公 告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十五年十二月十六日

島根県知事 澄田信義

一 申請のあった年月日
平成十五年十二月八日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 障害者支援ネットワークまつえ
- 三 代表者の氏名
中田 治
- 四 主たる事務所の所在地
松江市西持田町三六二番地八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者の方々に対し、雇用の機会の拡充及び支援に関する事業を行い障害者の自立促進に寄与することを目的とする。
- 六 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

七 縦覧期間

申請書を受理した日から二月間

八 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎一階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、次の基本測量は、平成十五年十一月二十八日に終了した旨国土交通省国土地理院長から通知を受けたので、同条第三項の規定により公告する。

平成十五年十二月十六日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類

基本測量（国土調査及び確定測量に伴う基準点測量）

二 作業期間

平成十五年四月二十一日から平成十五年十一月二十八日まで

三 作業地域

松江市・江津市・平田市・仁多郡横田町・飯石郡吉田村・那賀郡金城町・美濃郡美都町・美濃郡匹見町・鹿足郡日原町・鹿足郡六日市町

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第九十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八十一条に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数又は三分の一の数（その総数が四十万を超

える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成十五年十二月十六日

島根県選挙管理委員会委員長 津田和美

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一一、一八二

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 一六八、一七六

三 地方自治法第八十条第一項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

- 八束第一選挙区 六、六八二
- 八束第二選挙区 五、五三五
- 八束第三選挙区 四、二六一
- 能義選挙区 四、〇〇二
- 仁多選挙区 四、五二五
- 大原選挙区 八、六〇六
- 飯石選挙区 五、八三七
- 簸川第一選挙区 七、二七二
- 簸川第二選挙区 三、九四三
- 簸川第三選挙区 四、四四五
- 邇摩選挙区 二、五〇五
- 邑智選挙区 七、九〇九
- 那賀選挙区 五、〇一四
- 鹿足選挙区 四、九三五
- 隠岐選挙区 六、七九七
- 松江選挙区 三九、一二二

浜田選挙区	二二、二七四
出雲選挙区	二二、九二五
益田・美濃選挙区	一四、四七七
大田選挙区	九、一六八
安来選挙区	八、二〇八
江津選挙区	六、七二七
平田選挙区	七、八六八

四 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

一六八、一七六

正 誤

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第二六号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
三	上	始めか	「解散及び清算人就任届」	「解散届」
	ら	一		

平成十五年三月二十八日付け島根県報号外第五九号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
二	下	終りか	「第四章 公文書の整理、管理及び保管並びにファイルの置換え、保存、利用及び破棄」	「第二節 公文書の整理、管理及び保管並びにファイルの置換え、保存、利用及び破棄」
		ら八		

平成十五年十一月二十五日付け島根県報第一、五二五号中に誤りがあつたので、次のように訂正する。

ページ	段	行	誤	正
五	下	始めから八	特殊勤務手当	給与の支給

平成十五年十二月十六日印刷
平成十五年十二月十六日発行

発行者
島
根
県

発行所
印刷所
松江
市
学
園
南
町
松
島
陽
根
印
刷
所

定価一箇月
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行